

# 「とちぎびと」に関する要綱

## (目的)

**第1条** 情報の高度化等により様々な分野でグローバル化が進展していることから、「とちぎびと」とのネットワークを形成し、本県の産業や観光等に関する情報を「とちぎびと」に発信することにより、「とちぎびと」を通じて本県の魅力を海外にPRするとともに、「とちぎびと」から居住国・地域の経済情報等の提供を受けることにより、本県の国際化施策の立案に資する。

## (要件)

**第2条** 「とちぎびと」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 海外で活躍する栃木県民（栃木県企業人会会員、本県企業の駐在員、とちぎ未来大使、JICAボランティア等）
- (2) 海外から栃木県に移り住んだ後、母国・地域または第三国に戻って活躍する人（海外技術研修員OB、国際交流員、外国語指導助手、留学生等）
- (3) 栃木県にゆかりがあつて海外で活躍する人（各国県人会会員、とちぎ未来大使、県内企業従事経験者等）
- (4) その他(1)から(3)までの要件に準じる人

## (活動等)

**第3条** 「とちぎびと」は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 日常的な活動における本県の産業や観光等の紹介、宣伝
- (2) 居住国・地域の経済情報等の県への提供
- (3) 県が実施する海外への魅力発信や県内企業の進出支援等の施策に対する助言

## (登録及び情報発信)

**第4条** 「とちぎびと」の登録に当たっては、この事業に協力することについて書面（別記様式）により同意を得るものとする。ただし、県人会等の団体に所属している会員が「とちぎびと」の登録をするときには、当該県人会等の長の承諾を得ることにより、これに代えることができる。

2 「とちぎびと」の登録者には、本県の最新の県勢情報、企業の海外展開情報、県産品情報、観光情報等をメールマガジン（年4回程度）等により発信する。

## (抹消等)

**第5条** 「とちぎびと」の登録者から書面又は口頭により登録の抹消に係る申出があつた場合は、速やかに登録を抹消ものとする。

## (データベースの整備・管理等)

**第6条** 「とちぎびと」の登録をしたときには、データベースを作成し、管理するものとする。

- 2 データベースに記載する内容は、氏名、住所、メールアドレス、所属等とする。
- 3 データベースは、栃木県個人情報保護条例等に従って適正に管理し、この個人情報、この目的以外には使用しないこととする。
- 4 この個人情報に異動があつたことが判明し、又は本人から申出があつたときには、速やかに情報の修正等を行うものとする。

## (受信情報の関連企業等への提供)

**第7条** 「とちぎびと」の登録者から提供された経済情報等については、必要に応じ庁内関係課、関係する企業等に提供するものとする。

## (その他)

**第8条** この実施要綱に定めのない事項については、関係者や関係機関と協議をしながらこの事業を実施する。

## 附 則

- 1 この実施要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第4条第1項の書面による同意は、平成29年4月1日から適用する。